

浦安市規則第41号

浦安市犯罪被害者等支援金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、犯罪被害者等支援金を支給することにより、犯罪被害者等が受けた犯罪被害に係る経済的負担の軽減及び犯罪被害からの早期の回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 性犯罪 犯罪のうち、刑法第177条及び第179条第2項に規定する罪（これらの罪の未遂罪を含む。）、同法第181条に規定する罪並びに同法第241条第1項に規定する罪をいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪による生命又は身体に対する被害及び性犯罪による被害をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (5) 重傷病 医師の診断により、身体に対する被害であって、全治1月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (6) 犯罪被害者等支援金 次条に規定する遺族支援金、第5条に規定する重傷病支援金又は第6条に規定する性犯罪被害者支援金をいう。

(遺族支援金の支給)

第3条 市長は、犯罪により死亡した者の遺族等であって、次のいずれにも該当するものに対し、遺族支援金を支給する。

- (1) 当該犯罪が行われた時において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市長が特別な事情があると認めた者であること。
- (2) 犯罪により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族等をいう。以下同じ。）であること。

2 遺族支援金の額は、300,000円とする。

（遺族等の範囲及び順位）

第4条 前条第1項に規定する遺族等は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年告示第19号）第2条第1号に規定するパートナーシップを含む。以下「事実婚」という。）にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時に胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時に犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合にあつては同項第2号の子と、その他の場合にあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族等の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位の遺族等が当該支援金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族等は、当該支援金の申請をすることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金を受けることができる遺族等としない。

(重傷病支援金の支給)

第5条 市長は、犯罪により重傷病を負った者であって、当該犯罪が行われた時において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は市長が特別な事情があると認めたものに対し、重傷病支援金を支給する。ただし、重傷病支援金を受けようとする者が、当該重傷病支援金の支給に係る犯罪につき、既に次条に規定する性犯罪被害者支援金の支給を受けている場合は、支給しない。

2 重傷病支援金の額は、100,000円とする。

(性犯罪被害者支援金の支給)

第6条 市長は、性犯罪による被害を負った者であって、当該犯罪が行われた時において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているもの又は市長が特別な事情があると認めたものに対し、性犯罪被害者支援金を支給する。ただし、性犯罪被害者支援金を受けようとする者が、当該性犯罪被害者支援金の支給に係る犯罪につき、既に前条に規定する重傷病支援金の支給を受けている場合は、支給しない。

2 性犯罪被害者支援金の額は、100,000円とする。

(犯罪被害者等支援金の支給要件)

第7条 犯罪被害者等支援金は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすときに支給する。

- (1) 犯罪被害を受けた際に、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認することができること。
- (2) 第9条第1項の規定による申請のあった時点において、犯罪被害を知った日から1年を経過しておらず、かつ、犯罪被害が発生した日から7年を経過していないこと。
- (3) 第5条の重傷病支援金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病支援金の支給の原因となった犯罪により死亡した場合には、死亡した時点において、当該犯罪が行われた時から1年を経過していないこと。

2 前項第2号の知った日とは、犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日を、犯罪被害者が重

傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日を、犯罪被害者が性犯罪被害を受けた場合にあっては犯罪被害者が性犯罪被害を受けた日をいう。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条1項各号に定める危険運転致死傷にあっては、その遺族又は犯罪被害者が故意による犯罪であることを知った日をいう。

（犯罪被害者等支援金の支給制限）

第8条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、犯罪被害者等支援金を支給しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害につき、他の市町村から同種の支援金の支給を受けているとき。
- (2) 当該犯罪被害の原因となる犯罪が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、夫婦（事実婚の場合を含む。）又は3親等以内の親族関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (5) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを

知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

- (6) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等支援金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき。

(支給の申請)

第9条 犯罪被害者等支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、犯罪被害を受けたことをあらかじめ市長に申し出た上で、浦安市犯罪被害者等支援金支給申請書(別記第1号様式)及び犯罪被害申告書(別記第2号様式)に、次の表の左欄に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

支援金の区分	添付書類
遺族支援金	(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類の写し (2) 当該犯罪が行われた時において、申請者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であることを証する書類 (3) 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する戸籍謄本又は抄本その他の証明書 (4) 申請者と犯罪被害者が事実婚にあるときは、その事実を認めるに足りる書類 (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証する書類 (6) 申請者が第4条第2項の規定により犯罪被害者の収入によって生計を維持されていたときは、その事実を認めるに足りる書類 (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、浦安

	<p>市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（別記第3号様式）</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p>
重傷病支援金	<p>(1) 重傷病に該当することを証する医師の診断書（受傷日、治療期間及び病名を明記したものであること。）</p> <p>(2) 当該犯罪が行われた時において、申請者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であることを証する書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
性犯罪被害者支援金	<p>(1) 当該犯罪が行われた時において、申請者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であることを証する書類</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p>

2 前項の規定にかかわらず、同項の表の右欄に掲げる書類に係る事実について市が保有する情報により確認することができる場合であって、市長がその事実を確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、遺族支援金及び重傷病支援金の支給を受けようとする者であって、千葉県犯罪被害者等見舞金支給要綱（令和4年4月1日施行千葉県要綱）に規定する千葉県犯罪被害者等見舞金（以下「千葉県犯罪被害者等見舞金」という。）の支給を受けている者については、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の表の右欄に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 千葉県犯罪被害者等見舞金の支給を受けたことを証する書類の提出があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、千葉県犯罪被害者等見舞金の支給を受けたことについて千葉県からの情報提供により市が確認することができたとき。

4 申請者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該犯罪被害者等支援金の申請をすることができない場合は、申請者の代理人が代理で申請することができる。

(支給の決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否について、浦安市犯罪被害者等支援金支給決定・却下通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の際に、その申請の内容を確認するに当たり必要な場合には、関係者又は関係機関に対し照会を行うことができる。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、前条第1項の規定により支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が、次のいずれかに該当するときは、当該支給の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 第8条各号に掲げる要件に該当したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、浦安市犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書(別記第5号様式)により、支給決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、浦安市犯罪被害者等支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

別 記

第 1 号様式 (第 9 条第 1 項)

浦安市犯罪被害者等支援金支給申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所

氏 名

電話番号

浦安市犯罪被害者等支援金の支給を受けたいので、浦安市犯罪被害者等支援金支給規則第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり。

2 支給を受けたい犯罪被害者等支援金の種類

遺族支援金

重傷病支援金

性犯罪被害者支援金

3 申請者と犯罪被害者との続柄

配偶者

子

父母

孫

祖父母

兄弟姉妹

本人

4 過去に浦安市犯罪被害者等支援金の支給を受けた場合は、その支援金の種類

遺族支援金

重傷病支援金

性犯罪被害者支援金

5 申請に係る事実を市が保有する情報により確認することができるものについて、市がその事実を確認することの同意の有無

同意します

同意しません

6 代理申請（代理申請を行わない場合は、記載不要）

代理人	氏名	
	住所	
	電話番号	
	代理申請をする理由	

7 振込先（申請者名義の口座に限る。）

金融機関名	本店又は支店名	種類	口座番号
		普通 当座	
フリガナ			
口座名義人			

8 添付書類

- ・ 犯罪被害申告書（第2号様式）
- ・ その他所定の書類

第2号様式（第9条第1項）

犯罪被害申告書

年 月 日

（宛先）浦安市長

申告者 住所
氏名

1 犯罪被害の概要

犯罪被害者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
被害が発生した日		
被害を知った日		
被害を受けた場所		
被害に係る罪名 （判明している場合）		
被害の概要		
事件捜査担当 警察署等	都道府県名	
	警察署名	
	受理番号 （把握している場合）	

2 支給除外事由の確認

以下の支給除外事由に該当しないことを全て確認しました。

犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪被害につき、他の市町村から当該支援金と同種の支給を受けていない。

当該犯罪被害の原因となる犯罪が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、夫婦（事実婚の場合を含む。）又は3親等以内の親族関係がない。

犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。

犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発しておらず、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為がない。

犯罪被害者又は第1順位遺族が、浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有すると認められるものではない。

犯罪被害者又は第1順位遺族が、加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等支援金を支給することが社会通念上適切でないと思えられる事由に該当しない。

3 情報提供の同意

支援金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、浦安市（浦安市が指名する者を含む。）が収集し、提供を受けることへの同意の有無

同意します

同意しません

第3号様式（第9条第1項）

浦安市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

代表者 住 所
氏 名
電話番号
被害者との続柄

私は、遺族支援金の支給対象者である第1順位の遺族を代表し、遺族支援金を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記第1順位の遺族以外に新たな第1順位の遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の第1順位の遺族氏名 （署名）	被害者との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位の遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者、所在不明等）については、下記のとおり申し出ます。

第1順位の遺族氏名	被害者との続柄	署名できない理由

第4号様式（第10条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市犯罪被害者等支援金支給決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市犯罪被害者等支援金（遺族支援金・重傷病支援金・性犯罪被害者支援金）について、浦安市犯罪被害者等支援金支給規則第10条第1項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 決定事項 決定 却下
- 2 支給決定額 円
- 3 却下の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表

する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第11条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市犯罪被害者等支援金について、浦安市犯罪被害者等支援金支給規則第11条第1項の規定により支給決定を取り消したので、通知します。

（理由）

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があ

ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。